

電力受給契約書（案）

- 1 件 名 平成30年度 肝属地区清掃センターで発生する余剰電力の売却
- 2 契約期間 契約締結の日から平成31年3月31日まで
- 3 契約単価 別表「電力料金単価」のとおり
- 4 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、大隅肝属広域事務組合契約規則第2条により準用する鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）第35条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

上記の電力の売買について大隅肝属広域事務組合と_____は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 大隅肝属広域事務組合（以下「発注者」という、）及び_____（以下「受注者」という。）は、日本国の法律を遵守し、この契約に従い履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
 - 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は日本語とする。
 - 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
 - 6 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、鹿児島地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（請求等及び協議の書面主義）

- 第2条 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾、解除（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った請求等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(電力の受給等)

第3条 発注者は、発注者の発電設備において発生する電力のうち、発注者が消費する電力を除いた余剰電力を受注者に供給し、受注者はこれを受電するものとする。

設備名称	肝属地区清掃センター
発電所所在地	鹿児島県鹿屋市串良町下小原3893番地8
受給最大電力	1,600キロワット
設備内訳	2,500キロワット×1基

(受給地点、電気方式等)

第4条 前条の規定により発注者が受注者に供給する余剰電力の受給地点、電気方式等は次のとおりとする。

受給地点	鹿屋市串良町下小原3893番地8の発注者の設置した構内1号柱開閉器の接続点
電気方式	交流3相3線式
定格周波数	60ヘルツ
受電電圧	6,600ボルト

(財産及び責任に分界点)

第5条 発注者及び受注者間の財産及び責任の分界点は、受給地点に同じ(ただし、販売する電力を計量する送電用積算電力量計及びその付属装置は九州電力株式会社の所有)とし、その分界点から発注者の発電設備側の電気工作物は、発注者が所有のうえ、保守・管理の責を負う。また、その分界点から送電設備側の電気工作物は、九州電力株式会社の所有とし、九州電力株式会社が保守・管理の責を負う。受注者は、送電設備側の保守・管理について、必要に応じて九州電力株式会社と十分に協議すること。

(連系にかかる措置)

第6条 発注者及び受注者は、余剰電力の受給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ様相互に協力する。発電設備連系に関する運用申合書は発注者と九州電力株式会社にて締結しているものを準用する。

2 発注者は、系統連系に関し、九州電力株式会社の供給信頼度及び電力品質に悪影響を及ぼさないものとする。

3 前項の規定に反し、発注者が九州電力株式会社の供給信頼度及び電力品質に悪影響を及ぼす場合、または、悪影響を及ぼすおそれがあると九州電力株式会社が判断する場合は、九州電力株式会社は、ただちに電力の受電を停止し、発注者に対して発注者の負担でその改善に必要な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

なお、九州電力株式会社の受電停止により、発注者及び受注者に損害が発生しても発注者は受注者に対して賠償の責めの一切を負わないものとする。

4 発注者は九州電力株式会社から前項の申し出があったときは、これに応じるものとし、受注者は発注者の改善措置が完了し、九州電力株式会社の供給信頼度及び電力品質に悪影響を及ぼさないと確認した後に発注者からの電力の受電を再開するものとする。

(受給電力量の計量及び算定)

第7条 毎月の受給電力量は、受給地点に九州電力株式会社が施設した送電用積算電力量(以下「電力量計」という。)により計量するものとする。

- 2 受給電力量は季時別とし、平日昼間と夜間・休日に大別する。
 - (1) 平日昼間はさらに夏季（7～9月）とその他季に区分し、休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）及び1月2日、3日、4月30日、5月1日、2日、12月30日、31日を除く毎日午前8時から午後10時までに受給された電力量とする。
 - (2) 夏季はさらに夏季ピーク（午後1時から午後4時）と夏季（午前8時から午後1時及び午後4時から午後10時）に区別する。
 - (3) 夜間・休日は、前々号以外の時間帯に受給された電力量とする。
- 3 受給電力量に関して受注者の情報伝達装置の設置が必要となる場合には、発注者は、設置場所を提供し、また、その工事について協力するものとする。なお、情報伝達装置に係る費用は全て受注者の負担とする。
- 4 電力量計の検針は、原則として毎月末日24時に九州電力株式会社の自動検針により行い、受注者は、九州電力株式会社より入手した受給電力（記録）量を発注者にすみやかに通知するものとし、発注者はその内容を確認する。
- 5 毎月の受給電力量の算定期間は、前月末日24時から当月末日24時までの期間とする。
- 6 電力量計及びその付属装置に故障が生じた時は、発注者は直ちに受注者にその旨を連絡するものとし、その故障期間中の受給電力量の算定は、その都度発注者受注者別途協議する。

（受給電力量のバイオマス分と非バイオマス分の算定）

第8条 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」という。）」に基づく、バイオマス発電設備からの再生可能エネルギー電気（以下、「バイオマス分電力量」という。）については、第7条の方法により計量された季時別の月間受給電力量それぞれに、バイオマスエネルギーを変換して得られる電気の量の当該電気の電力量に占める割合（以下「バイオマス比率」という。）を乗じた電力量（1kWh未満四捨五入。）とする。さらに、第7条の方法により計量された季時別の月間受給電力量それぞれからバイオマス分電力量を控除した電力量を非バイオマス分電力量とする。

- 2 発注者は、バイオマス分電力量及びバイオマス比率の計算根拠を受注者に第9条に定める料金の請求と共に提出するものとする。

（料金）

第9条 毎月の料金は、第7条及び第8条の方法により計量された非バイオマス分電力量に別表の電力料金単価を乗じて得た電力料金（1円未満の端数は切り捨てる。）に消費税等相当額を加算した金額とする。

- 2 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい、その単位は円単位とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 消費税率等が改定された場合は、第1項及び第2項に対応させるものとする。

（電力料金単価の改定）

第10条 契約締結後において発注者の発電事情等に変動をきたし、電力料金単価を改定する必要が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上これを改定することができる。

(料金の支払い)

- 第11条 発注者は、第9条により算定された当該月分の料金を当該月の翌月の15日までに請求書により受注者に請求するものとする。
- 2 受注者は、発注者から請求された代金を、同月25日(25日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日)までに、発注者に支払うものとする。

(記録)

- 第12条 発注者は、受給電力の受給について必要な事項を電気日報に記録し、受注者が受給電力の受給に関する事項の記録を要求した場合は、発注者はすみやかに受注者に送付するものとする。
- 2 受注者は、前項の定める記録について必要があるときは、発注者に対し、いつでもその提示を求めることができるものとし、また、中間検針を求めることができるものとする。

(電力供給上の協力)

- 第13条 発注者は、受注者における安定供給及び電力の品質維持に必要な本発電設備に関する情報を必要に応じて受注者に提供するものとし、その具体的内容については別途発注者受注者間で協議するものとする。
- 2 前項に定めるほか、発注者及び受注者は、受給電力の受給を円滑に行うため、電圧及び周波数、力率を正常な値に保つ等相互に協力するものとする。

(供給電力量の増減)

- 第14条 発注者の供給電力量は、発注者の都合により予定供給電力量を増減することがある。

(託送供給契約)

- 第15条 受注者は余剰電力の受給のために別途、九州電力株式会社との託送供給契約が必要となる場合は、受注者の責任と負担でこれを締結するものとする。なお、これ必要な情報、承諾書等について、発注者は受注者に協力し提供するものとする。

(電気工作物の変更)

- 第16条 発注者は、発電設備に変更がある場合は、あらかじめ受注者へ通知し、受注者の了解を得るものとする。
- 2 発注者の電気工作物の変更に伴い、受注者の電気工作物に変更の必要が生じた場合は、受注者の電気工作物の変更に必要な費用については、発注者が負担するものとする。

(設置場所への立入り)

- 第17条 発注者の発電設備の確認等を行うため、受注者から発注者へ、発注者の発電設備の設置場所への立入りの要求があった場合は、発注者はこれに応じるものとする。

(電力受給の停止)

- 第18条 発注者及び受注者は、それぞれの電気工作物の点検、補修、その他必要がある場合、または、受注者の電力需給運用が困難と予想される場合は、両者協議のうえ、電力の受給を停止することができるものとする。
- なお、保安上緊急を要する場合、受注者は発注者に予告せずに受電を停止することができるものとする。

(電力受給開始日)

第19条 この契約による電力受給開始日は、平成30年4月1日とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第20条 発注者及び受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、相手方の承諾を得た場合又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4第1項に規定する売掛金債権担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りではない。

(設備の撤去)

第21条 この契約に基づく電力受給のために受注者が設置した電気設備が不要となった場合には、受注者の負担により受注者がその設備を撤去するものとする。

(契約の解約)

第22条 発注者または受注者は、この契約の有効期間中に解約を希望する場合、相手方に事前に通知し、相手方の了承が得られた場合に解約できるものとする。

2 発注者または受注者がこの契約に定められた条項に違反した場合には、相手方に事前に通知することにより契約期間内に解約することができるものとする。

(発注者の解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号いずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 天災その他不可抗力によらないで、この契約に違反しその違反し、その違反によりこの契約の目標を達成することができないと認められるとき。

(2) 第25条第1項の規定によらないで、受注者が契約の解除を申し出たとき。

(3) 受注者が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、参考総価比較額(電力料金単価×予定売電電力量)の10分の1に相当する額に消費税相当分を加えた額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第24条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(談合等の不正行為に対する違約金)

第25条 受注者が、次に掲げるいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、参考総価比較額(電力料金単価×予定売電電力量)の10分の1に相当する額に消費税相当分を加えた額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項に規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「発注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われなときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行として事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、発注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間、及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出も含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、発注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する額を越える場合において、発注者が当該超える額の支払いを請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、この契約が完了した場合においても同様とする。

4 発注者は、受注者が第1項各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第26条 発注者又は受注者がこの契約に定める条項に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方が被った損害を賠償しなければならない。ただし、発注者又は受注者がその責めに帰すべきでないことを証明した場合は、この限りではない。

2 発注者又は受注者が故意又は過失によって第三者に損害を与えた場合には、第三者が被った損害を賠償しなければならない。

(規定違反時の対応)

第27条 発注者が電気事業法等の関係法令に規定違反したことが判明した場合、規定違反判明時から改善が認められるまでの間、発注者は逆潮流を発生させないこととする。ただし、その期間に止むを得ず逆潮流が発生する場合、受注者はその受給する電力を無償で引取るものとする。

(その他)

第28条 この契約に定めのない事項、またはこの契約によりがたい事項が発生した場合、発注者、受注者誠意をもって協議し、その処理にあたるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年 月 日

発注者 住 所 鹿児島県鹿屋市申良町下小原3893番地8
大隅肝属広域事務組合
氏 名 管理者 中西 茂

受注者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

【電力料金単価】

区分・時間帯		電力料金単価	
非バイオマス分電力量※1	平日昼間※2	夏季ピーク※3	〇〇.〇〇 円/kWh
		夏季※4	〇〇.〇〇 円/kWh
		その他季※7	〇〇.〇〇 円/kWh
	夜間・休日※6	〇〇.〇〇 円/kWh	

※上記に電力料金単価に消費税相当分は含まれない。

(備考)

※1：受給電力量からバイオマス分電力量を控除した電力量

※2：休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23法律第178号）に規定する休日という。）及び1月2日、3日、4月30日、5月1日、2日、12月30日、31日を除く毎日午前8時から午後10時まで

※3：7月～9月の午後1時から午後4時まで

※4：7月～9月の午前8時から午後1時まで及び午後4時から午後10時まで

※5：夏季を除く月（1月～6月、10月～12月）

※6：平日昼間を除く時間帯